

本特集では、2026年度(2026年12月期または2027年3月期の第1四半期から強制適用されるIFRS会計基準の改訂の内容、ならびにIFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定の概要について解説する。

また、国際会計基準審議会(IASB)が2025年11月に公表した「財務諸表における不確実性の報告に関する設例」についても解説する。アジェンダ決定は基準

を修正するものではなく、適用開始日が設定されていない。これは、「財務諸表における不確実性の報告に関する設例」も同様である。基準改訂の内容については、2026年1月1日以降に開始する事業年度から適用される(早期適用も含む)基準の修正について解説する。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見であることとをあらかじめ申し添える。

第1章 金融商品の分類・測定、自然依存電力 今第1四半期から強制適用 される基準の概要

【この章のエッセンス】

- IFRS9号およびIFRS7号の改訂は2026年1月1日以降開始する事業年度から適用される。
- 金融負債の認識中止のタイミング、金融資産の分類に関するSPPI要件の判定、自然依存電力を参照する契約を有する企業の会計実務に影響を与える。

2026年1月1日以降に開始する事業年度から適用される基準の改訂は3つある(図表1では、2027年1月1日以降に開始する事業年度から適用される基準および基準の改訂も含めている)。このなかでIFRS会計基準の年次改善については、IFRS基準書の文言を明確化するか、または比較的軽微な意図しない帰結、見落としもしくは基準書の要求事項間の矛盾を訂正するために行われる修正であり、新たな原則

を提案または現行の原則を変更するものではない。

IFRS9号「金融商品」およびIFRS7号「金融商品：開示」の改訂は分類および測定ならびに関連する開示の改訂と、自然依存電力を参照する契約にかかる会計処理および開示の改訂が含まれ、以下でそれぞれ説明する。

金融資産および金融負債は企業が金融商品の契約条項の当事者になった時点で認識され、金融資産は契約上のキャッシュ・フローに対する権利が消滅したまたは譲渡された時点で認識中止され、金融負債は決済日に認識中止が行われることが明確化された。ここで、決済日とは、契約のなかで特定される義務が履行される、取り消されるまたは失効する、あるいはそれ以外に負債が認識の中止の要件を満たす日という(IFRS9号B3.1.2A項)。ただし、金融負債の認識中止タイミングについては以下で説明する例外が認められることとなった。

本改訂の契機となったIFRS解釈指針委員会への質問は、電子送金システムを通じて決済される金融資産がいつの時点で認識中止されるか

金融商品の分類および測定の改訂—IFRS9号およびIFRS7号の改訂

(1) 金融資産および金融負債の当初認識または認識中止のタイミング